

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者（要支援１・２、要介護１）に対する福祉用具貸与については、原則保険給付の対象外となっているものがあります。

ただし、認定調査票や主治医意見等を踏まえ、ケアマネジャーがその専門性をもって、福祉用具が利用者にどのような効果をもたらすか予後予測した上で、サービス担当者会議を開催し、その結果福祉用具貸与が必要と判断された場合は、市が特に必要であると確認できるように第４表「サービス担当者会議の要点」を作成するなど、適切に手続きを行うことで、例外給付が可能となります。

【軽度者が原則給付対象外となる福祉用具】

- ・車いす（付属品含む）
- ・特殊寝台（付属品含む）
- ・床ずれ防止用具および体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護２・３も、原則給付の対象外です。

【対象外種目を位置づける方法について】

①要介護認定における基本調査の直近の結果に基づく判断

→「別紙：要介護認定における基本調査結果等に基づく判断基準」で例外給付可能と判断されれば、市の確認は不要です。

②市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断を書面等で確認した場合

→市の確認による例外給付の手続きを行ってください。

【申出上の注意】

◎認定有効期間内に利用者を担当する地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護支援事業所が変更しても、宇治市への確認申出は、不要です。ただし、変更前の担当事業所は、宇治市が発行した確認書の内容を、変更後の担当事業所へ情報提供するとともに、変更後の担当事業所は、提供された内容について支援経過記録等へ記載するようにしてください。

◎要介護・要支援認定の申請中で、認定結果が出ていない場合は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所のいずれか一事業所が申出書を提出してください。なお、要支援又は要介護いずれの結果となっても対応できるように、両事業所が連携を行った記録を第４表に記載して下さい。

【市の確認による例外給付の手続きについて】

要介護認定における基本調査結果等に基づく判断で対象とならなかった場合でも、下記の①～③の要件を全て満たす事で保険給付の対象となります。

- ①医師の医学的所見により状態像 i)～iii) のいずれかに該当すると判断された根拠が明確であること。
- ②医師の医学的所見を踏まえたサービス担当者会議を開催した記録があること。
- ③市へ必要書類を提出すること。

市が申出書等から特に必要と確認でき次第、提出したケアマネジャーあてに開始日の記載された「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認書」を送付することをもって給付対象と認めます。

①医師の医学的所見により状態像 i)～iii) のいずれかに該当すると判断した根拠について

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイの状態に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(例：加齢疾病に伴う廃用症候群、ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

②医師の医学的所見を踏まえたサービス担当者会議を開催した記録について

(1) 医師の医学的所見を踏まえていない場合は、要件を満たしません。

医師が会議に参加できず、所見書等が会議までに間に合わない場合は、会議開催までに電話・FAX等で聴取し、会議で内容を共有し、聴取した日付も含めて第4表に記載してください。

(聴取した場合でも、所見書等の提出は必要です。)

(2) ケアマネジャーが一連の行為を通じて、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断した根拠が第4表に記載されていること。

③必要書類の提出について

(1) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申出書

(2) 医師の医学的所見が確認できる書類

「疾病名を含む医学的な所見と現在の心身状態」と「該当する状態像 i)～iii)」が確認できること

ア 福祉用具貸与に係る医師の所見書(原本)

イ 医師の所見・必要とされる福祉用具の種類・医師の署名等が記載された書面

ウ 医師の診断書

(3) 第4表「サービス担当者会議の要点」等

ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを行ったことがわかる書面

【第4表「サービス担当者会議の要点」等の記載内容について】

例外的に給付対象とする必要があると確認できるように、「検討内容」欄に①②を、「結論」欄に③の内容を記載してください。

①医師の医学的所見（状態像）を共有して会議を行ったことがわかるように記載してください。電話や書面での聴取の場合は、（記載例）を参考にしてください。

- ・いつ：会議開催日もしくはそれ以前であること（聴取日、聴取方法を記載）
- ・誰が：病院名・医師名
- ・何を：「疾病名を含む医学的な所見と現在の心身状態」と「該当する状態像 i）～ iii）」

②該当する福祉用具貸与が必要な心身の状態を記載してください。

③ケアマネジャーが会議の結果、特に必要であると判断した旨を記載してください。

（記載例）

検討内容	・〇月〇日〇〇病院〇〇医師より電話にて聴取。「疾病名〇〇のため、起き上がりや立ち上がりが困難な状態にあり、状態像〇〇に該当するものと判断できる」とご意見あり。 ・疾病名〇〇の治療中。病状により腰の痛みも徐々に増してきており、今まで布団で寝ていたが、起き上がりも立ち上がりも腰がいたく思うように動けない。
結論	・検討内容より、主治医や福祉用具事業所の意見を踏まえ、本人からの聞き取りと動作確認から、ケアマネジャーとして軽度者であるが、特殊寝台及び付属品の貸与の導入が必要であると判断した。

【保険給付の開始日について】

保険給付の開始日は、申出書提出日以降となります。申出書提出日より前に貸与を開始していた場合は、貸与開始日まで遡りませんのでご注意ください。

なお、貸与開始日までに所見書等の提出が間に合わない場合は、申出書だけでも、貸与開始日までに提出してください。申出書を FAX する場合は、個人情報（被保険者番号・氏名・住所）が見えないようにして、送信後お電話で被保険者番号・氏名をお伝えください。

【再度手続きが必要な場合】

- ・状態像に変化があったとき。
- ・貸与する福祉用具を追加・変更するとき。
- ・軽度者でなくなった利用者が、再度軽度者となったとき。

※上記を伴わない更新・区分変更時には、申出書等の提出は必要ありませんが、心身状態の確認やケアマネジャーによる適切なケアマネジメントは必要です。

(表) 要介護認定における基本調査結果等に基づく判断基準

対象外種目		利用者等告示第 31 号の イに定める状態像の者	基本調査結果	例外給付について
ア	車いす及び車いす 付属品 ※(一)(二)のい ずれかに該当する者	(一) 日常的に歩行が困 難な者	基本調査 1-7 「3. できない」	例外給付可能
		(二) 日常生活範囲にお ける移動の支援が特に 必要と認められる者	— (該当する基本調査結 果がない)	主治医から得た情報及び福 祉用具専門相談員等の参加 するサービス担当者会議等 を通じた適切なケアマネジ メントにより指定居宅介護 支援事業者等が判断
イ	特殊寝台及び特殊 寝台付属品 ※(一)(二)のい ずれかに該当する者	(一) 日常的に起き上 がりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」	例外給付可能
			基本調査結果で判断で きない場合	⇒宇治市へ確認申出
		(二) 日常的に寝返りが 困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」	例外給付可能
			基本調査結果で判断で きない場合	⇒宇治市へ確認申出
ウ	床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難 な者	基本調査 1-3 「3. できない」	例外給付可能
			基本調査結果で判断で きない場合	⇒宇治市へ確認申出
エ	認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当す る者 (一) 意思の伝達、記 憶・理解のいずれかに支 障のある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思 を他者に伝達できる」以 外 又は 基本調査の 3-2～3-7 の いずれかが「2. できな い」 又は 基本調査 3-8～4-15 の いずれかが「1. ない」以 外その他、主治医意見書 において、認知症の症状 がある旨が記載されてい る場合も含む	例外給付可能
			基本調査結果で判断で きない場合	⇒宇治市へ確認申出
		(二) 移動において全介 助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外	例外給付可能
			基本調査結果で判断で きない場合	⇒宇治市へ確認申出

対象外種目		利用者等告示第 31 号の イに定める状態像の者	基本調査結果	例外給付について
オ	移動用リフト (つり具の部分を除く)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」	例外給付可能
			基本調査結果で判断できない場合	⇒宇治市へ確認申出
		(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」	例外給付可能
			基本調査結果で判断できない場合	⇒宇治市へ確認申出
		(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ー (該当する基本調査結果がない)	主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等の参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者等が判断
カ	自動排泄処理装置	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」	例外給付可能
			基本調査結果で判断できない場合	⇒宇治市へ確認申出
		(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」	例外給付可能
			基本調査結果で判断できない場合	⇒宇治市へ確認申出